

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 22 日

香川県知事 池田 豊人

1 入札に付する事項

（１） 委託業務名

自動車税（種別割）納税通知書等作成業務

（２） 委託業務の内容

仕様書による

（３） 委託期間

契約締結日から令和 8 年 7 月 31 日まで

（４） 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付書類」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和 7 年 8 月 8 日 17 時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（自動車税（種別割）納税通知書等作成業務）」とすること。

提出先：zeimu@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所(入札説明書の交付等)

令和7年7月22日から同月29日まで(香川県の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。))を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号 本館9階

香川県総務部税務課 システム・業務改善グループ

電話番号 087-832-3070

メール zeimu@pref.kagawa.lg.jp

なお、電子メールによる交付を希望する場合は、電話連絡の上、入札説明書等交付申請書を電子メールで送信すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年7月30日午後5時までに4に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和7年8月6日午後5時までに入札説明書の交付を受けた者全員にメールで通知する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和7年8月19日 午後5時

(2) 開札の日時

令和7年8月20日 午前10時

(3) 開札の場所

香川県総務部税務課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年8月8日午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を香川県総務部税務課に提出すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平

成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会における情報セキュリティに係る I SMS 適合性評価制度の認証又はプライバシーマークを取得し、セキュリティが十分に確保された専用の保管場所（生体認証等による入退室規制、監視カメラ等の設置）で印字作業、発送前帳票の一時保管が可能である者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和7年8月8日午後5時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年8月18日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならな

い。

16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、4に示した方法により交付を受けること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。